

農薬の登録制度及び農薬登録保留基準について

1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく登録検査の結果、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬取締法第3条第1項）。

このうち4）から7）までに該当するかどうかの基準（農薬登録保留基準）は環境大臣が定めることとされている（同条第2項）。

< 農薬の登録を保留する場合 >（農薬取締法第3条第1項各号の概略）

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">4) 農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき5) 土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき6) <u>水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき</u>7) <u>水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</u> |
|---|

- 8) 名称が不適切であるとき
- 9) 薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

2. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

上記の6)に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は、生態系保全の観点から平成15年3月に改正し、平成17年4月に施行した。改正後の基準は「農薬が流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合」と定めている。

3. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

上記の7)に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準は、平成17年8月に直近の改正が行われ、現行の基準は「農薬が流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合。」と定めている。

なお、現行の基準は平成18年8月3日以降に登録申請された農薬に適用することとされている。

【関係法令】

農薬取締法（抄）（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）

最終改正 平成十九年三月三十日法律第八号附則第十四条

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一～五（略）

六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八～十（略）

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

3（略）

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（抄）（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）

最終改正 平成十七年八月三日環境省告示第八十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から第七号まで（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定め、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号（農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）は、廃止する。

一・二 （略）

三 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水産動植物被害予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第六号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

備考

1・2 （略）

3 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね百平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあっては概ね五百ヘクタール、畑地等にあっては概ね七百五十ヘクタールであること。

4 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に予測されるほ場から公共用水域への流出水中における当該種類の農薬の成分の濃度の十分の一に相当する濃度に当該農薬の公共用水域への飛散を勘案して算出するものとする。

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件（抄）（平成十七年八月三日環境省告示第八十三号）

農薬取締法（昭和三十二年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成十八年八月三日から適用する。ただし、同日前にされた登録の申請に関し、同項第四号から第七号までの各号のいずれかに該当するかどうかの基準については、なお従前の例による。

（中略）

第四号を次のように改める。

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。